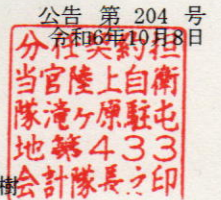


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 蓮池 秀樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4PA41MM00340		4PYS1AR0054 0001				17	
品名 または 件名							
油水分離槽清掃役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ	指定検査包装
1.00	ST					A	
納地または工事場所				引 渡 場 所			
駒門駐業				伊藤准尉			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
(3 3 7)				令和6年12月19日 (木)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年10月24日 (木) 9時30分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) グループ内訳

AGp：油水分離槽清掃役務	納期：6.12.19
BGp：ボイラ用軟水装置等樹脂交換役務	納期：7.3.31
CGp：307号建物温度表示機設置役務	納期：7.2.28
DGp：エアシューズクリーナー修理役務	納期：6.12.20
EGp：泡消火設備総合点検役務	納期：7.1.31

(2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和04・05・06年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「D等級以上」に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(3) 入札の方法

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額の入札者を落札者とする。また、入札金額が同価の場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この時、郵便入札等により入札者がくじを引けない場合、入札に関係ない職員が代行しくじを引き、落札者を決定する。

(4) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合
- ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合
- エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合
- オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの
- カ 電報、電話による入札の場合
- キ 郵便による入札の場合、官側の示した期日までに到着しなかった入札

(5) 契約書の作成の成否

- ア 作成する。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- イ 適用する条項
 - 「役務請負契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」

(6) 違約金に関する事項

- ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- イ 遅延賠償金：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

(7) その他

- ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。
 - イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。
 - ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、10月24日（木）08時15分必着で下記の宛先へ郵送するものとする。なお、事前に郵送により入札する旨の連絡をするものとする。
 - エ 入札に参加する場合は10月22日（火）17時00分までに市場価格調査書をFAX等で提出するものとする。
 - オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト《<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikai/efin/index.html>》）又は滝ヶ原駐屯地会計隊事務所で公開）を承諾の上、参加すること。
 - カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。
- 『当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』
- なお、前記の「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約書の提出を拒否する場合には、入札は参加出来ない。
- キ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

(7) 日 時：令和6年10月28日（月）9時30分

(1) 場 所：第433会計隊 入札室

(8) 入札に関する問い合わせ先

412-8550

静岡県御殿場市中畑2092-2

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班

担当者名：本明

連絡先：0550-89-0711

内 線：343 FAX：487

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		4PA41MM00340		グループ：A													
NO	調達要求番号		物品番号		品 名		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄		納 地		指定		
											使用期限等		引 渡 場 所				
					部品番号 または 規格								搬 入 場 所		検 査		
			使用器材名				仕様書番号							納 期		包 装	
1	4PYS1AR0054	0001			ST	1.00						駒門駐業					
	油水分離槽清掃役務											伊藤准尉					
	仕様書のとおり											(3 3 7)					
							17					令和6年12月19日					
				- 以 下 余 白 -													

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		4PA41MM00350		グループ：B																	
NO	調達要求番号		物品番号		単	位	数	量	単	価	金	額	銘	柄	納		地	指定			
													使用期限等	引		渡	場		所		
														搬		入	場		所	検	査
														仕		様	書		番	号	納
1	4PZ91AH0106	0001			ST		1.00								板妻駐屯地						
	ボイラ用軟水装置等樹脂交換役務														業務隊管理科 宮下技官						
	仕様書のとおり														5 3 5						
									64						令和7年3月31日						
					- 以 下 余 白 -																

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		4PA41MM00360		グループ：C									
NO	調達要求番号		物品番号		単 位		数 量		単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
											使用期限等	引 渡 場 所	
	品 名											搬 入 場 所	検 査
	部品番号 または 規格											納 期	包 装
1	4Q101A50124		0001				ST		1.00			滝ヶ原駐屯地	
	3 0 7 号建物温度表示機設置役務											業務隊管理科営繕班 古谷事務官	
	仕様書のとおり											(3 5 2)	
									57			令和7年2月28日	
					- 以 下 余 白 -								

品 目 等 内 訳 書

[illegible]

駒門駐屯地仕様書

調達要求番号：駒業補－54

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	17
油水分離槽清掃役務	作成	令和6年	9月25日
	変更	令和 年	月 日
	作成部隊等名	駒門駐屯地業務隊	

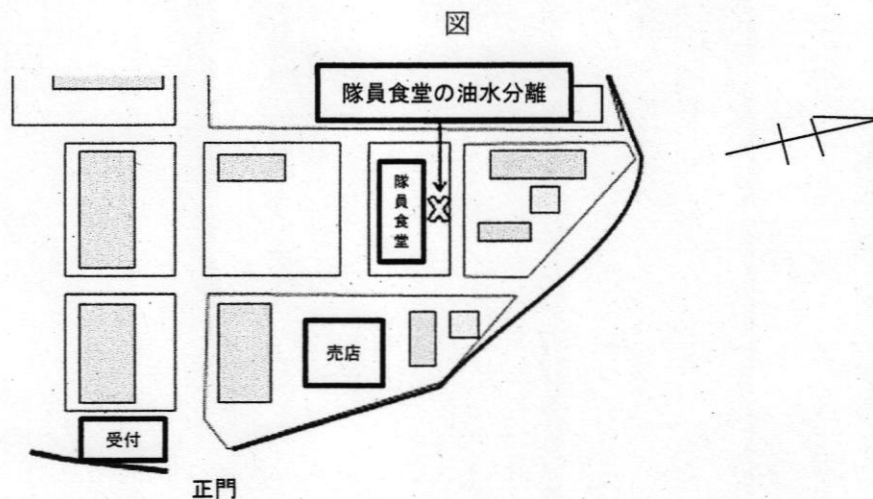
1 総則

- (1) この仕様書は、陸上自衛隊駒門駐屯地隊員食堂の油水分離槽清掃作業について適用する。
- (2) 作業の種類
油水分離槽清掃役務及びこれに付随する作業

2 役務に関する要求

(1) 作業条件

- ア 油水分離槽清掃に必要な資材及び器材は、契約業者所有の資材並びに器材を使用する。
- イ 汚泥は、産業廃棄物として「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、契約業者が処分する。
- ウ 作業は隊員食堂の油水分離槽設置場所とする。（下図参照）



- エ それぞれの処理終了後の最終処分証明書（E票）を遅滞なく返送するものとする。
- オ 清掃日時については、令和6年11月15日（金）1300からとする。
（作業日、作業時間は指定するが、細部は官側と契約業者との調整による。）

(2) 作業内容

ア 油水分離槽清掃役務及びこれに付随する作業

- (ア) 油水分離槽の汚泥は、契約業者所有の搬出車両に積載して処分する。
- (イ) 汚泥の汲み取り後、高圧洗浄機により洗浄を実施する。
- (ロ) 作業終了後は、作業場所の整理整頓・清掃を実施をする。
- (エ) 汚泥数量は、3.0m³とする。

イ その他

- (ア) 作業に関する事項は、官側の指示を受ける。
- (イ) 作業中、新たに廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要となった場合、速やかに官側に申出て協議するものとする。

- (3) 役務の完了
最終処分証明書（E票）の返送をもって役務の完了とする。

3 検 査

- (1) 検査作業の実施にあたり、官側の指示に従うものとする。
- (2) 検査は、契約業者及び官側の検査官・監督官立会のもと実施する。
- (3) 最終処分証明書（E票）の返送を受けて役務の完了を確認する。

4 その他の指示

- (1) 特別な事情等で作業が不可能となった場合、直ちに相互調整するものとする。
- (2) 本仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。
- (3) 契約業者の駐屯地への入門は、面会手続きによる。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約業者と契約担当者が協議をして定める。

作成年月日：令和 3 年 6 月 2 5 日
作成者：防衛技官 山崎 颯太
仕様書番号：第 号

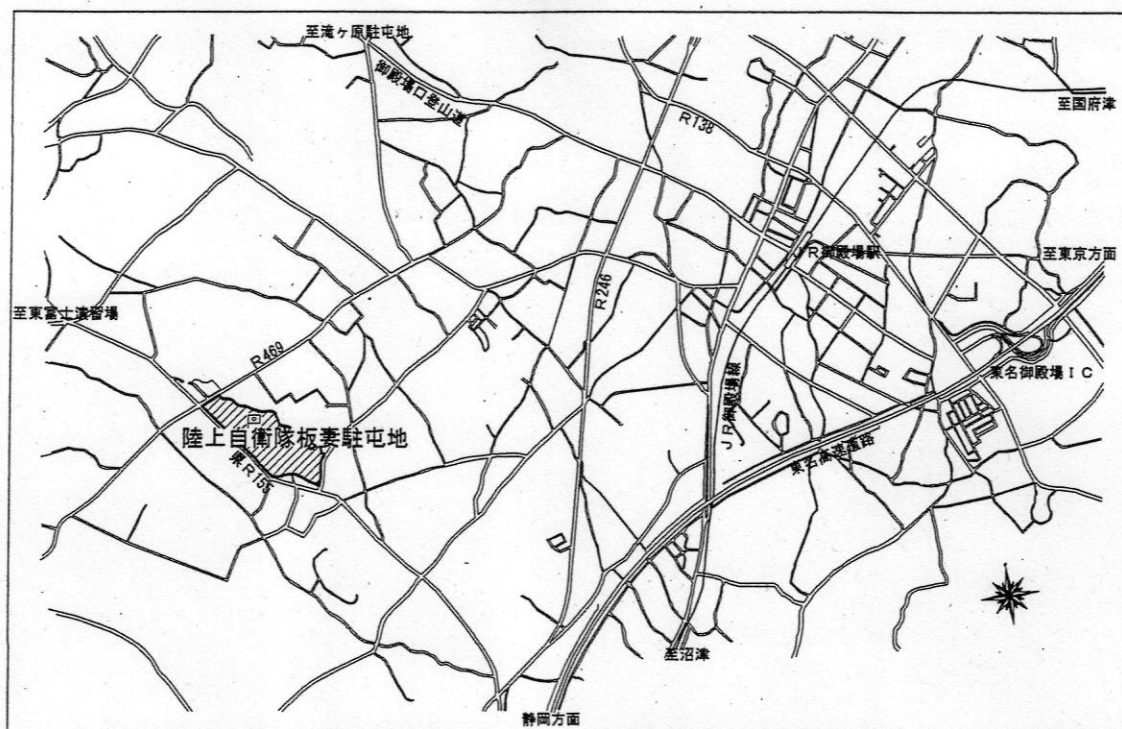
ボイラ用軟水装置等樹脂交換役務

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	施設管理	ボイラ		作 成 者
了	了	了	了	了	了		了
件 名	ボイラ用軟水装置等樹脂交換役務					図面番号	1 / 4
種 別	表 紙					縮 尺	
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊						令和 3 年 6 月 日	

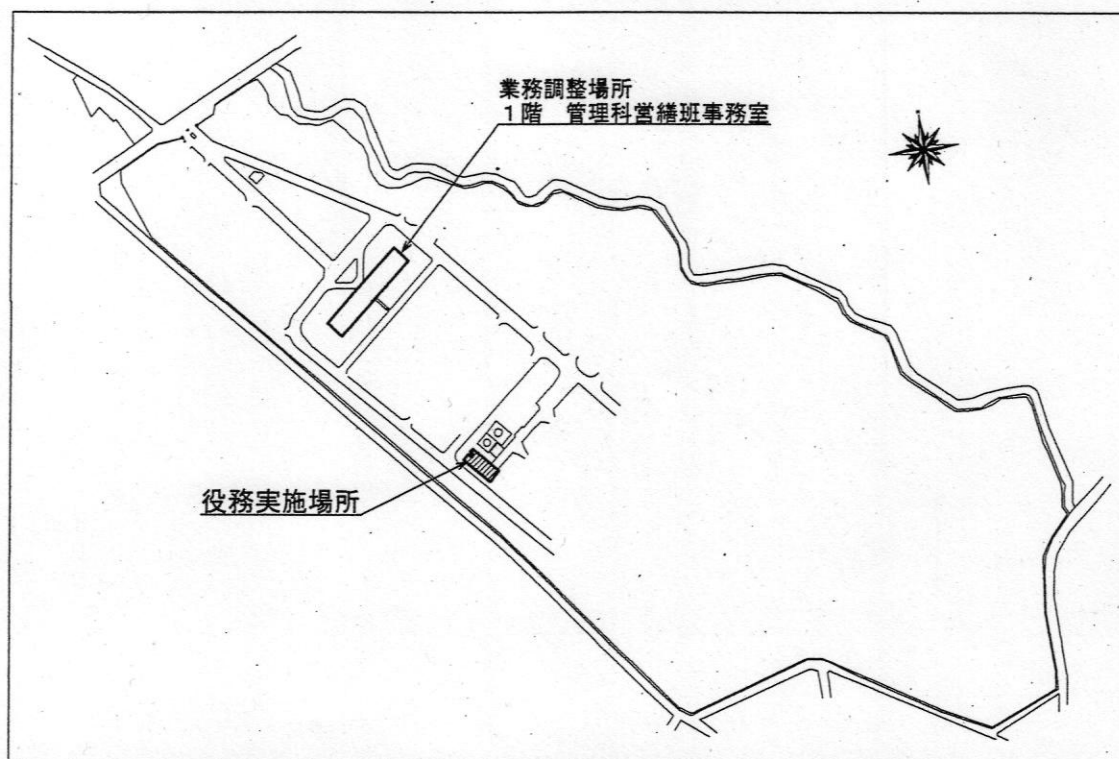
仕 様 書

- 1 役務件名
ボイラ用軟水装置等樹脂交換役務
- 2 役務場所
静岡県御殿場市板妻40-1 陸上自衛隊板妻駐屯地
- 3 役務概要
軟水装置及びドレンフィルター樹脂交換 一式
- 4 一般事項
 - (1) 本役務は、本仕様書によるほか、「公共建築工事標準仕様書」及び関係諸法令等に基づき実施する。
 - (2) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
 - (3) 現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
 - (4) 役務に使用する電気及び水等は請負業者にて準備すること。
 - (5) 役務写真は、着手前・完成及び完了後隠蔽となる箇所・主要な作業状況・使用材料・その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。なお、デジタルカメラを使用する場合には監督官の承認を得ること。
 - (6) 役務実施に関して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償すること。
 - (7) 使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
 - (8) 役務現場及び許可された場所以外への無断立入り等は厳禁とする。
 - (9) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険標示等の処置を行うこと。
 - (10) 本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。
 - (11) 作業ごとに現場の後片付け及び清掃を行うこと。
 - (12) 産業廃棄物の処理については、請負業者の責任において各種関係法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票E票までの写しのほか、その他監督官の指示するものを提出すること。なお、産業廃棄物における排出事業者は請負者とし、E票の写しについては最終処分が終了した旨が記載されたものを最終処分者から返送された後、速やかに監督官に提出すること。
- 5 特記事項
 - (1) 実施内容
 - ア イオン交換樹脂及び支持砂利交換、処分作業
 - イ 試運転調整、報告書作成提出
 - (2) 交換対象設備
軟水装置：AFS200S-TS 200L 1台
軟水装置：EA-90 α UNS 90L 1台
ドレンフィルター：NKS-D-400T 400L 1台
 - (3) 交換樹脂
交換する樹脂はそれぞれの対象設備に適したものを使用する。
 - (4) 交換支持砂利（NKS-D-400T用）
砂利4号：40L 砂利5号：40L 砂利6号：40L
 - (5) その他
軟水装置は交互に交換を実施してボイラーの運転に支障を生じさせないものとする。

件 名	ボイラ用軟水装置等樹脂交換役務	図面番号	2 / 4
種 別	仕 様 書	縮 尺	
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊		令和3年6月	日

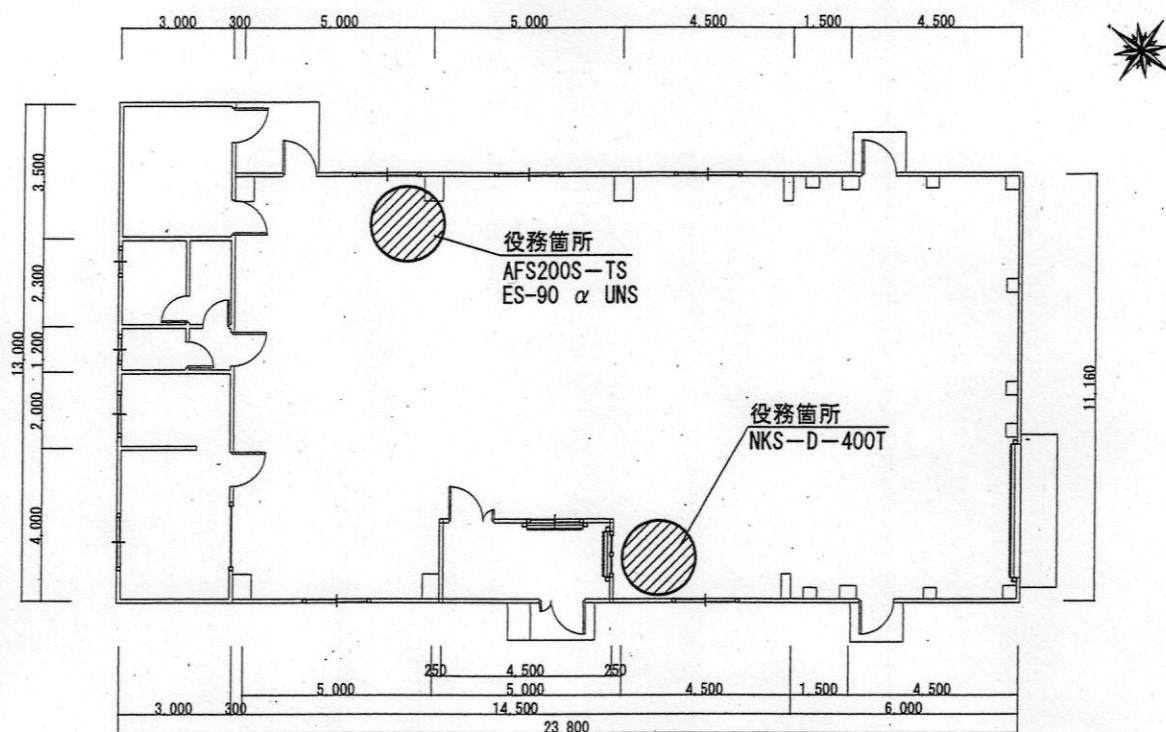


案内図 S=1/50,000



駐屯地配置図 S=1/6,000

件 名	ボイラ用軟水装置等樹脂交換役務	図面番号	3 / 4
種 別	案内図・配置図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊		令和6年10月1日	



60号建物平面図 S=1/200

件名	ボイラ用軟水装置等樹脂交換役務	図面番号	4 / 4
種別	平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊		令和6年10月1日	

表 紙

3 0 7 号建物温度表示機設置役務

件 名	3 0 7 号建物温度表示機設置役務	仕様書 番 号
名 称	表 紙	5 7
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和 6 年 1 0 月 4 日

仕様書

1 件 名

307号建物温度表示機設置役務

2 場 所

静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

3 概 要

駐屯地浴場（307号建物）の温度表示機10台設置

4 一般事項

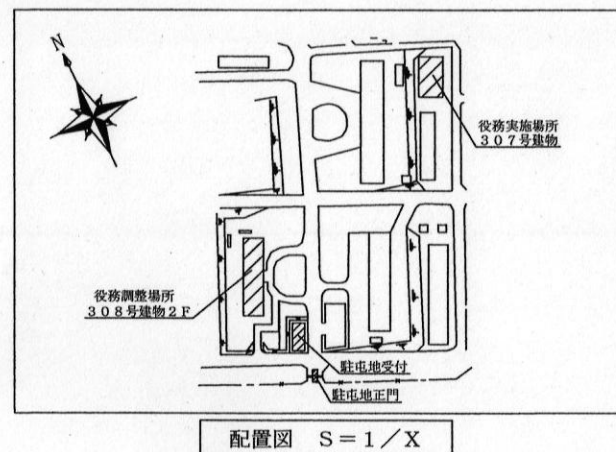
- (1) 本仕様書は307号建物温度表示機設置役務について適用するものとする。
- (2) 本役務は、本仕様書による他、公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械設備）、製造メーカーの取扱説明書及び関係諸法規に準拠し実施するものとする。
- (3) 役務実施中の撮影箇所及び方法は監督職員と協議して決定するものとし、撮影及び提出要領は国土交通省「営繕写真撮影要領」（国営建技第11号）に基づき行うものとする。
- (4) 現場の安全に関する管理は、現場代理人が責任者となり関連法令を厳守し行うものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議して内容を確認するものとする。また、本仕様書に明記のない事項であっても、技術上当然必要とする事項は請負者の負担において実施するものとする。
- (6) 契約後、工程表を作成し監督職員へ提出するほか、監督職員に示される着工届、現場代理人指名通知書等の書類を速やかに提出するものとする。
- (7) 本役務実施中は既存施設、設備の保護には十分注意し、万一損傷させた場合には請負者の負担において早急に原型に復旧するものとする。また、事故発生時には直ちに監督職員に報告するものとする。
- (8) 請負者は本役務に関わる全ての事柄について、その内容が流出しないように万全の処置を講ずるものとする。
- (9) 役務に必要な電気及び水は請負者において持ち込むものとする。但し、本役務において電気及び水を官側から借受けする場合は、監督職員と調整のうえ請負者負担により計器を設置し使用量の料金を官側の規定により支払うものとする。
- (10) 本役務実施中に撤去した金属類発生材（鉄くず等）については、監督職員の指示する場所へ搬入するとともに、発生材報告書を作成し提出するものとする。その他については監督職員の指定する場所へ残置するものとする。
- (11) 本役務の完了に際しては、役務実施場所における内外の後片づけ及び清掃を入念に実施するものとする。
- (12) 1730～2000までの間は浴場を使用するため、作業時間は原則として、0830～1700までとするが、停電が必要な作業については0830～1400までとする。細部は監督職員の指示によるものとする。

5 特記事項

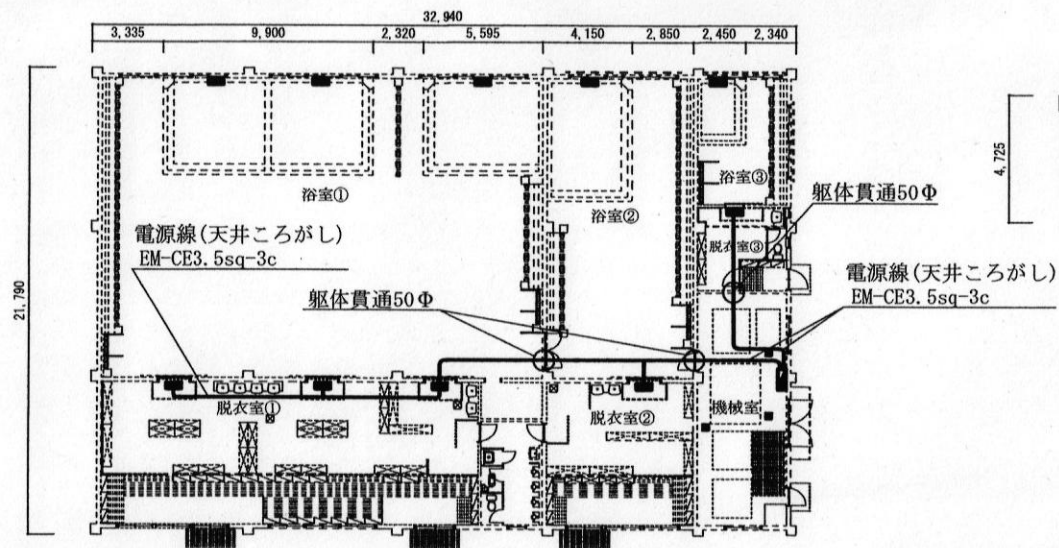
- (1) 官給品の温度表示機を駐屯地浴場（307号建物）に10台新設する。
- (2) 官側から支給するものは温度表示機（10台）及び投げ込みセンサー（5個）のみとし、設置、使用可能に必要な部品及び材料（電線、通信線等）は全て請負者で用意するものとする。
- (3) 設置する温度表示機（官給品）については下表のとおりとする。

名 称	機 器 形 式	数 量	単 位	設 置 場 所	備 考
浴槽用デジタル温度表示機	(株)ショウエイ MIO1D-K	10	台	浴室①：3台	同期する
				脱衣室①：3台	
				浴室②：1台	同期する
				脱衣室②：1台	
				浴室③：1台	同期する
				脱衣室③：1台	
投げ込みセンサー (カバー付き)	(株)ショウエイ M1K	5	個	浴室①：3個	
				浴室②：1個	
				浴室③：1個	

- (4) 浴室と脱衣室の温度表示はそれぞれ同じ表示が映るように接続するものとする。
- (5) 本役務に使用する部品及び材料はメーカー仕様に基づくものとし、特記なき限り新品を用意するものとする。
- (6) 設置作業終了後、試運転を実施し、機器が正常に作動しているか確認するものとする。
- (7) 完了検査合格後、施工上の欠陥によるとみられる不具合の発生について請負業者は1年間その責を負うものとする。

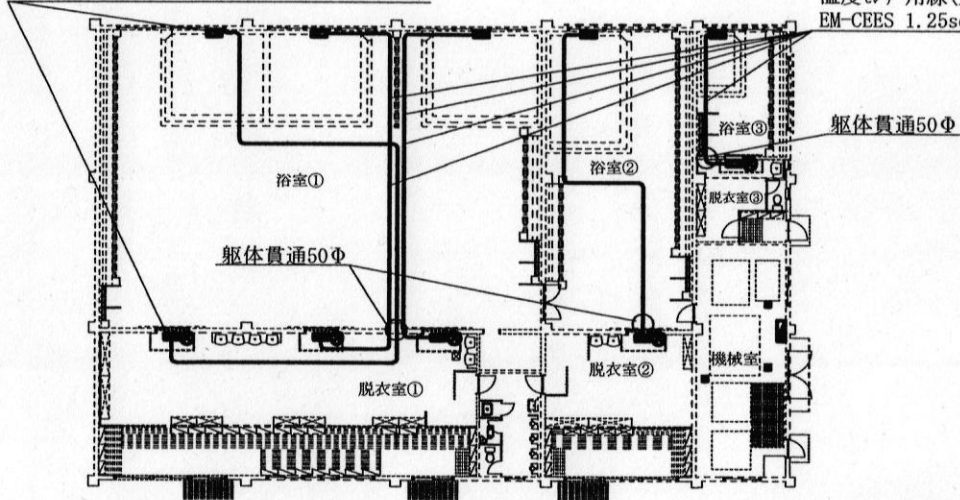


工 事 名	307号建物温度表示機設置役務	図面 番号	1/2
図 面 名 称	仕様書・配置図	縮 尺	
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		図 示	
令和 6年 10月 4日			



307号建物平面図① S=1/250

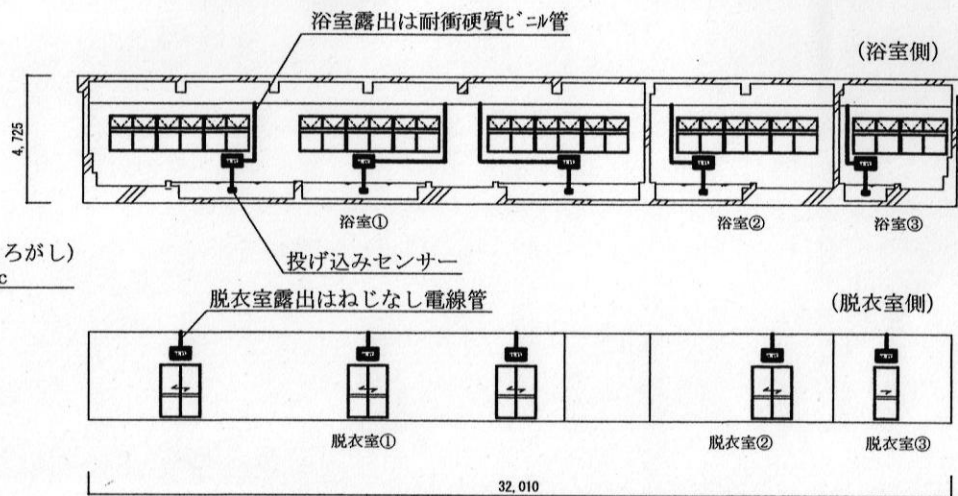
同じ表示になるように接続 (浴室・脱衣室)



307号建物平面図② S=1/250

図示記号	名称
■	新設温度表示機 (計10台)
□	既設電灯動力盤
●	デジタル指示調節器 (計5台) 7スピン製 SDC35TCCUA20D0又は同等品以上 2P漏電ブレーカー含む

※ 浴室に既設点検口なし



表示機設置箇所 断面図 S=1/200

1φ3W 200/100V 50-60Hz															
× MCCB 3P															
浴室③機械室照明	ELCB	200	1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
脱衣室①照明	ELCB	200	3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浴室①照明	ELCB	200	5	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
手洗いサウナ照明浴室②	ELCB	100	1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
脱衣室②コンセント	ELCB	100	1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浴室①コンセント	ELCB	100	3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浴室①コンセント	ELCB	100	5	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
非常警報盤	MCCB	100	7	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
照明制御回路	MCCB	100	9	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浴室①排煙設備	MCCB	100	11	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浴室①排煙設備	MCCB	100	13	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ファンコンベクタ	MCCB	100	FC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
予備	MCCB	100	16	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浴室③他照明	ELCB	200	2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浴室①照明	ELCB	200	4	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
外灯	ELCB	200	6	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
外壁ブラケット	ELCB	100	2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浴室②コンセント	ELCB	100	2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浴室①コンセント	ELCB	100	4	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浴室②コンセント	ELCB	100	6	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
脱衣室③コンセント	ELCB	100	8	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
機械室コンセント	ELCB	100	10	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浴室②③排煙設備	MCCB	100	12	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
予備	MCCB	100	14	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
予備	MCCB	100	15	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
予備	MCCB	100	17	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※ 電源との結線については電気主任技術者の立会及び指示のもと行うものとする。

既設電灯動力盤

工 事 名 称	307号建物温度表示機設置役務	図面 番号	2/2
図 面 名 称	平面図、断面図、電灯動力盤	縮 尺	図 示
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和 6年 10月 4日	

エアーシューズクリーナー修理役務

件 名	エアーシューズクリーナー修理役務	仕様書 番 号
名 称	表 紙	6 0
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和6年10月4日

仕 様 書

1 件 名
エアージュズクリーナー修理役務

2 使用場所
静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地構内

3 役務概要
エアージュズクリーナーの修理 一式

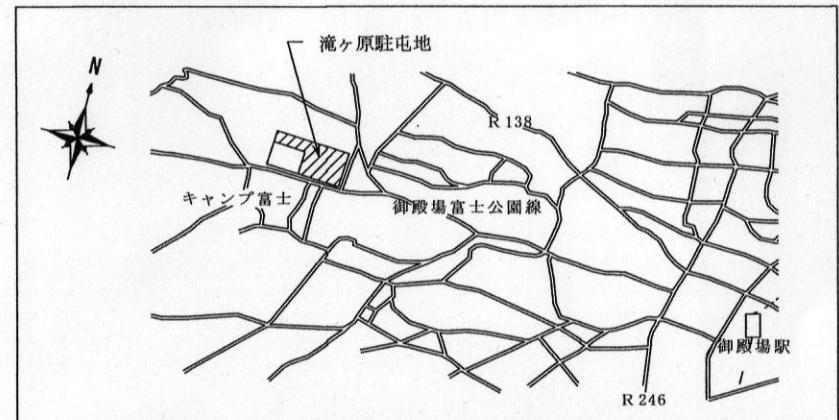
- 4 一般事項
- (1) 本仕様書は、エアージュズクリーナー修理役務について適用するものとする。
 - (2) 請負者は契約後速やかに作業実施日の調整を監督職員と行い、また、実施工程表等を提出して監督職員の承認を受けるものとする。
 - (3) 請負者は現場代理人を指名し、取扱説明書等に基づき工程管理、品質管理及び作業に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。
 - (4) 役務実施中の現場の安全に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令を遵守し行う。
 - (5) 役務実施中の撮影箇所及び方法は監督職員と協議して決定するものとし、撮影及び提出要領は国土交通省「営繕写真撮影要領」（国営建技第11号）に準じて行うものとする。
 - (6) 役務実施中は、使用機材等により既設物に対し、損害を与えないよう注意して実施し、もし損害を与えた場合は、請負者が補償及び賠償の責を負うものとする。
 - (7) 本役務に必要な電気、水、燃料及び油脂類等は請負者の負担とし、持ち込むものとする。
 - (8) 役務実施に際し、本仕様書により疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。
 - (9) 契約後、監督職員に示される着手届、現場代理人指名通知書等の関係書類を速やかに提出するものとする。
 - (10) 本役務の作業時間は、原則として平日の0830から1630までとするが、役務の実施上作業時間の延長を必要とする場合には監督職員と協議するものとする。
 - (11) 本役務が完了した際、監督職員に完了通知書を提出して検査官の検査を受けるものとする。

- 5 特記事項
- (1) 役務に先立ち、必要とされる資材及び消耗品等は全て請負者側負担において準備し実施する。
 - (2) 対象設備

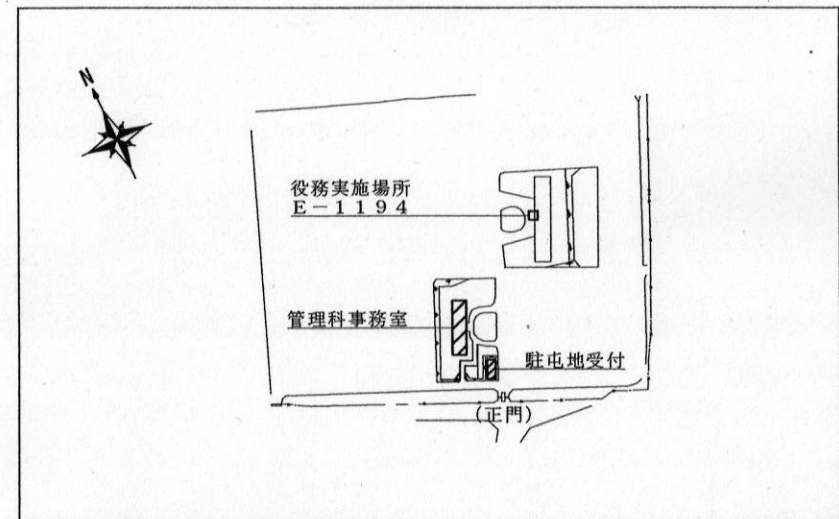
製 造 番 号	型 式	数 量	内 容
E-1194	岩下電機工業(株) JC-1W	1台	モーター交換

※ 交換部品は原則新品とし、監督官の検査を受け、請負者の負担によるものとする。また、交換部品が新品である証明書等（出荷証明書等）を提出すること。

- (3) 本役務完了後、動作点検を実施し、機器が正常に作動しているか確認するものとする。
- (4) 点検結果報告書は2部作成し提出するものとし、不良箇所があった場合はその是正方法及び修繕に係る見積書を提出するものとする。
- (5) 金属類発生材（鉄くず等）については、監督職員の指示する場所へ搬入するとともに、発生材調書を作成し提出するものとする。



案内図 S=1/X



配置図 S=1/X

工 事 名	エアージュズクリーナー修理役務	図面 番号	1 / 1
図 面 名 称	仕 様 書	縮 尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和6年10月4日	

泡消火設備総合点検役務

件 名	泡消火設備総合点検役務	仕様書 番 号
名 称	表 紙	6 1
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和6年10月4日

仕 様 書

1 件 名

泡消火設備総合点検役務

2 使用場所

静岡県御殿場市中畑2092-2 米軍キャンプ富士 飛行場地区

3 役務概要

格納庫内泡消火設備の総合点検 一式

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、泡消火設備総合点検役務について適用するものとする。
- (2) 本役務は、本仕様書によるほか、財団法人建築保全センター編集「建築保全業務共通仕様書」消防法及び関係法令等に準拠し実施するものとする。また、本仕様書に明記ない事項であっても技術上実施すべき事項は請負者の負担において実施するものとする。
- (3) 役務実施に際し、本仕様書により疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。
- (4) 役務実施中の撮影箇所及び方法は監督職員と協議して決定するものとし、撮影及び提出要領は国土交通省「営繕写真撮影要領」（国営建技第11号）に準じて行うものとする。
- (5) 契約後、実施工程表を作成し、監督職員に提出するほか、監督職員に示される着手届、現場代理人通知書、米軍キャンプ富士入門申請書等の関係書類を速やかに提出するものとする。
- (6) 役務実施に際し、十分な知識及び経験、技術を有し、かつ役務を完全に遂行できるものとする。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとし、当該資格の免状の写しを監督職員に提出するものとする。
- (7) 現場の安全に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令を厳守する。現場代理人は、作業ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる等安全管理を徹底させるものとする。
- (8) 本役務の作業時期は、12月23日～1月8日を除いた平日とする。
- (9) 本役務の作業時間は、原則として平日の0830から1630までとするが、役務の実施上作業時間の延長を必要とする場合には監督職員と協議するものとする。
- (10) 役務実施中は既存施設及び設備の保護には十分注意し万一損傷させた場合には請負者の負託において早急に補修し、原型に復旧するものとする。また事故発生時には、速やかに監督職員に報告するものとする。
- (11) 本役務に使用する工具、計測器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、請負者の負担によるものとする。
- (12) 本役務に使用する電気及び水については請負者が負担するものとする。やむを得ず使用する場合には、事前に監督職員と協議するとともに、役務完了後速やかに官側の規定に準じて支払うものとする。但し、点検する機器運転の電気及び放水の水の利用については、この限りではない。
- (13) 請負者は業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、下請契約書等において業務関係図書の適正な管理に関する規定を明確にしておくものとする。
- (14) 本役務が完了した際、役務実施場所における後片付け及び清掃を入念に行うものとする。
- (15) 本役務が完了した際、監督職員に完了通知書を提出して検査官の検査を受けるものとする。

5 特記事項

- (1) 点検内容及び方法は、消防庁告示及び消防法関係法令の規定に基づき実施するものとする。
- (2) 発泡試験及び放水試験とも実施し、放出した消火薬剤は回収するとともに、請負者が場外に搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理を行うものとする。なお、処理に関わる経費については請負者の負担とし、産業廃棄物処理票（マニフェスト）E票の写しを処置終了後、速やかに監督職員に提出するものとする。
- (3) 発泡試験の際、放出した消火薬剤が外部へ流出しないよう十分に留意するとともに、U字溝等排水に関わる箇所については、養生をし、監督職員の点検を受けるものとする。
- (4) 発泡試験後の泡消火薬剤の補充は請負者が実施し、補充する薬剤は新品とする。また、補充する薬剤が新品である証明書等（出荷証明書等）を提出すること。
- (5) 対象設備

ア 加圧送水装置（屋内消火栓・泡消火兼用ポンプユニット）

仕 様 等	80φ×650L/min×60m×15kw
形 式	(株)川本製作所：KTY805A4M15T
数 量	1台

イ 移動式泡消火栓設備（総合・消火薬剤タンク内蔵型）

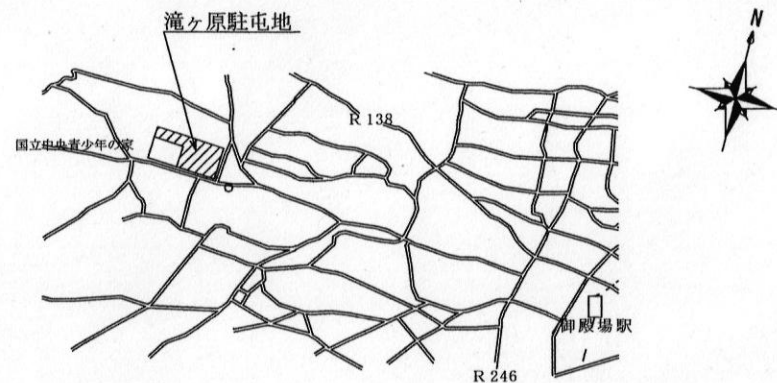
仕 様 等	薬剤容量160L、水成膜3%型、プレッシャープロポーション方式
形 式	(株)初田製作所：HFB-160UK-L
数 量	1台

ウ 水源

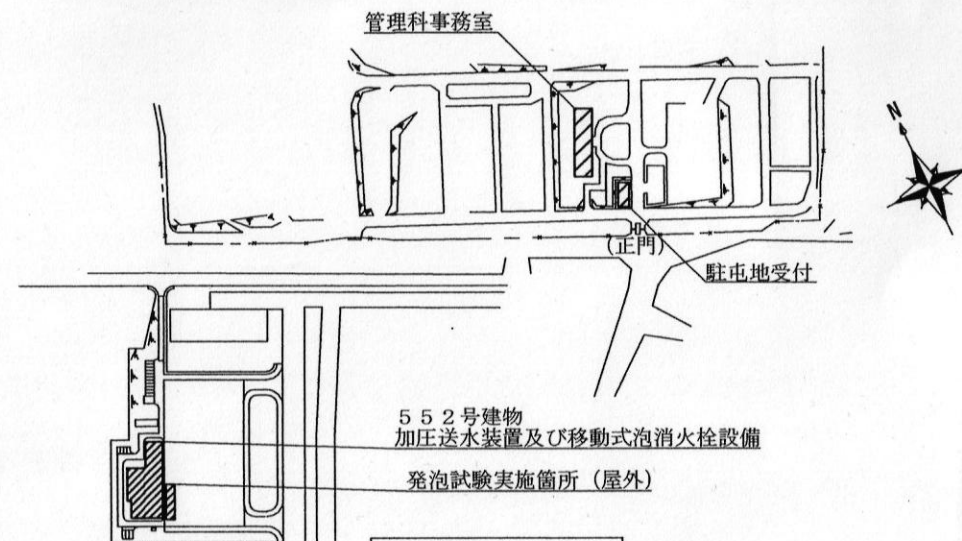
仕 様 等	消火水槽11.8m ³
数 量	1槽

- (6) 点検結果報告書は2部作成し提出するものとし、不良箇所があった場合はその是正方法及び修繕に係る見積書を提出するものとする。
- (7) 本役務の保証期間は完了検査後1年間とする。

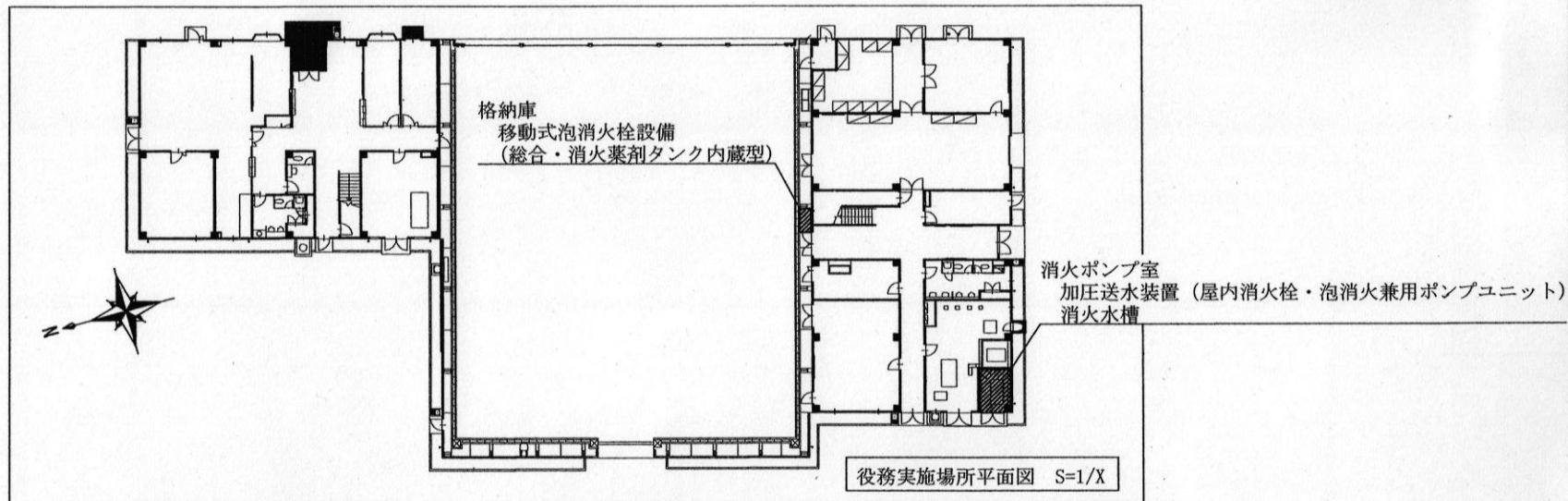
工 事 名 称	泡消火設備総合点検役務	図面 番号	1 / 2
図 面 名 称	仕 様 書	縮 尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和6年10月4日	



案内図 S=1/X



配置図 S=1/X



役務実施場所平面図 S=1/X

工 事 名 称	泡消火設備総合点検役務	図面 番号	2 / 2
図 面 名 称	案内図・配置図・平面図	縮 尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和6年10月4日	